

無線従事者制度の在り方検討作業班第3回 日本民間放送連盟 ヒアリング資料

2026年10月29日

一般社団法人 日本民間放送連盟

民放（テレビ・ラジオ）に対するヒアリング内容

- 放送局（テレビ・ラジオ）の無線局の運用・管理の現状。無線従事者や主任無線従事者の取得・配置状況（1陸技、2陸技など）
- 無線従事者の養成（確保）方策、社内における無線従事者の処遇、キャリアパス
- 現状・将来を踏まえた、放送システムにおける無線従事者の果たすべき役割（求められる操作の範囲や監督等）
- 無線従事者制度の課題・要望等（資格の区分（再編が必要かどうか）、国家試験の試験科目や試験内容（試験実施の頻度、試験日程、出題範囲、難易度）、養成課程の内容（受講時間、開催頻度等）、免許交付等行政手続に関する課題等）
- 無線従事者の確保・活用の在り方（人材育成、魅力向上についてどう考えるか）

放送局（テレビ・ラジオ）の無線局の運用・管理の現状（1）

✓ 概ね、下記の表のように、無線局種毎に無線従事者を選任して、無線局を運用しています。

【在京テレビ、ラジオ社の例】

	第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士	第1級陸上特殊無線技士
送信所/演奏所（※1）	○	○（※2）	
固定局	○	○	○
基地局、携帯基地局	○	○	○
陸上移動局、携帯局など	○	○	○

（※1） 送信所には中継局も含む。

（※2） 500W以下の送信所のみ対象。

放送局（テレビ・ラジオ）の無線局の運用・管理の現状（2）

✓ 無線従事者、主任無線従事者の人数の状況は、下記の通りです。

【在京テレビ社の例】

第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士	第1級陸上特殊無線技士	主任無線従事者
50～90名	0～2名	10～100名	10～20名（※3）

【在京、在阪ラジオ社の例】

第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士	第1級陸上特殊無線技士	主任無線従事者
1～55名（※4、5）		0～6名	1～10名（※3）

- （※3） 主任無線従事者制度を利用している局の例。利用する場合、主任無線従事者を無線局種毎に選任するか、無線局種横断的に選任するかは、各社次第。
- （※4） 55名の社は、グループ会社のテレビ社と合わせて選任している（ラジオ社から1名（主任）、テレビ社から54名）。
- （※5） 多くのラジオ社は3名ほど選任しているが、その場合、社員は1～2名で、残りはOBを含む委託先からの1～2名。

放送局（テレビ・ラジオ）の無線局の運用・管理の現状（3）

- ✓ 放送局は、多くの無線局を運用する業種となりますので、放送局には、無線従事者をOJT (On the Job Training) で養成する環境や機会は十分にあります。
- ✓ 主任無線従事者が監督を行うことはありますが、実際に主任無線従事者が現場に赴いて監督を行う機会は少ないです。機器の操作において、リモートカメラなどのデジタルデバイスを活用し、遠隔から状況を確認して指示するなどにより、上位資格者が現地にいなくても、同等の操作を行うことができます。
- ✓ 協力会社、同一系列内の放送事業者との協業関係により、これらの会社から無線従事者を選任することも行っています。
- ✓ AM/FM送信所の運用をテレビ社へ業務委託し、AM/FM送信所の無線従事者をラジオ社、テレビ社双方から選任している事例があります。

無線従事者の養成 (確保) 方策、社内における無線従事者の処遇、キャリアパス

- ✓ 無線従事者を採用するだけでなく、入社後に業務に従事しながら知識や技能を深め、無線従事者資格を取得したり、さらに上位の資格を取得する人がいることによって、無線従事者を確保しています。
- ✓ 無線従事者に対しては、会社による受講費用の一部負担、資格取得時の報奨金支給、資格に対する手当て支給などが行われている事例があります。
- ✓ ラジオ局では、技術者が制作技術・IT・配信 (radiko、ポッドキャスト等) も兼務しており、「無線だけのキャリア」は成り立ちません。無線の専門性を、放送システム全体を見る技術者の基盤として位置づけています。

現状・将来を踏まえた、放送システムにおける無線従事者の果たすべき役割

- ✓ 放送システムにおいて、無線従事者を必要とする無線局種が増える想定はありませんので、放送事業者の視点から、陸上の無線従事者資格を増やす必要性は無いと考えられます。
- ✓ 無線設備のデジタル化・高度化・自動化により、無線設備の操作は簡素化していますので、各無線従事者資格の区分や操作範囲は見直されて良いと考えられます。
- ✓ 主任無線従事者制度を活用している放送局は多い状況です。通信技術の発達、無線設備のデジタル化・高度化・自動化などに合わせて主任無線従事者制度をアップデートし、さらに適切に活用できる制度になることが期待されます。
- ✓ 放送システムにおいて無線従事者を必要とする無線局は、連絡無線を除き、映像・音声素材伝送など、リアルタイムの一方通行のものが多くを占めます。また、ネットワーク技術やサイバーセキュリティ技術は、会社の業務全体で重要視されていますが、これらに対する高度な知識や技能は、無線従事者に求められる知識や技能の範囲外のものであると考えられます。
- ✓ 周波数共用が重要視される時代となっています。放送システムにおける無線従事者には、周波数共用や混信回避についての理解・知識が一層求められていくと考えられます。

無線従事者制度の課題・要望等 (1)

- ✓ 電波法関係審査基準第3条の別添4に記載される、主任無線従事者による無線設備の操作の監督の三要素のうち、臨場性について、主任無線従事者は3時間以内に当該無線設備のある場所に赴くことが求められています。しかし、通信技術が発達している現在では、遠隔から状況を確認して指示することができますので、それができることなどを条件として、この要件は不要と考えます。(テレビ社、ラジオ社)
- ✓ 地方の単営社ラジオ局では、社員数が小規模局は10人台、中規模局は30人台が多く、その社員数の中で、3名以上の1陸技資格者を維持・確保することは非常に困難であり、1名の1陸技資格者と短期間で育成できる複数の無線従事者の体制を組むことが現実的です。無線従事者の体制確保のため、地方の単営社ラジオ局では、1陸技資格者がいなくとも、少なくとも自社で1陸特技資格者等を確保したうえで、送信業務の委託先の会社の1陸技資格者を無線従事者として選任できる制度なども検討していただきたいです。(ラジオ社)

無線従事者制度の課題・要望等 (2)

- ✓ 国家試験の質を確保しつつ、資格取得機会の裾野の拡大を図っていただきたいです。(テレビ社、ラジオ社) これについて具体的なことは、「無線従事者の確保・活用の在り方」にて示します。
- ✓ 資格の操作範囲を「空中線電力の大小」だけでなく「操作内容」で区分することを検討していただきたいです。(ラジオ社)
- ✓ 1陸技と2陸技とでは、操作範囲に明確な違いがあるにもかかわらず、試験問題の難易度の差は比較的小さい印象があります。その他の資格でも、資格ごとに求められる能力と試験内容、難易度について検討する余地があると考えます。(テレビ社)
- ✓ 実務で必要な知識と試験で問われる知識の乖離を小さくしていただきたいと考えます。例えば、試験問題において、現在の放送設備ではほとんど使われない技術の比重を下げる必要があります。(ラジオ社)

無線従事者制度の課題・要望等 (3)

- ✓ 少人数の社員が業務と両立して資格を取得できるよう、試験・養成課程・手続を柔軟にすることを要望します。(ラジオ社)
- ✓ 実務経験者への科目免除の拡充を検討していただきたいです。(ラジオ社)
- ✓ 資格取得時の科目合格の有効期限が3年となっていますが、仕事の都合等により受験機会を逃すこともありますので、科目合格の有効期限の延伸を要望します。(ラジオ社)
- ✓ CBT (Computer Based Testing) 試験の導入等により、受験機会を増やしていただきたいです。(ラジオ社)
- ✓ 養成課程においては、受講対象者が少ないため、eラーニングの拡充や開催頻度の増加を要望します。(ラジオ社)

無線従事者の確保・活用の在り方 (1)

- ✓ 無線従事者資格制度は、電波法に基づき、一定の無線設備の操作・監督を行う免許制度と認識します。情報処理技術者資格やITの技能認定と比較して、この資格の特色は、専門能力の証明に加え、法令に基づく無線設備の操作権限と電波利用秩序維持という公共的な役割を果たす点にあると考えられます。この特色を資格取得のモチベーション確保のため、広く知らしめる必要があると考えます。(テレビ社)
- ✓ 電気通信主任技術者等の関連資格との試験科目免除制度について、メリットや適用条件の周知は、情報通信関連資格への関心を相互に高めることにつながると考えます。(テレビ社)
- ✓ 試験内容が現在の設備状況や実務で求められるものと乖離していると、若手には、使わない知識のための試験と映り、受験の動機付けが難しくなります。時代に合わせた試験内容のアップデートは、無線従事者資格の魅力向上に直結すると考えます。(ラジオ社)
- ✓ 産官学で連携してキャリアパスを示すなど、資格の魅力や必要性をアピールしていかなければならないと考えます。(ラジオ社)

無線従事者の確保・活用の在り方(2)

- ✓ 大学、高専の履修科目による試験科目免除や養成課程制度を見直し、無線従事者資格を取得し易い仕組みを拡充していただきたいです。(テレビ社、ラジオ社)
- ✓ 無線従事者資格の認定学校において、資格取得に必要な科目を履修済みであっても、卒業するまで資格を保有できないことは、就職活動時に学生や企業双方にとって残念なことであるので、学生が履修を済ませた時点で資格を保有できることを検討していただきたいです。(ラジオ社)
- ✓ 国家試験の実施時期が大学等の期末試験の時期と重なりますので、学生が受験し易くなるよう、実施時期の見直しを検討していただきたいです。(ラジオ社)
- ✓ 採用が毎年ないラジオ社では、大学や高専などとの産学連携も継続性を確保できず、学校側からそれを遠慮される実情があります。採用が毎年でない社でも、必要な時に必要な人数を短期間で育成できる制度(養成課程の拡充、操作範囲の見直し)が、結果として放送の安定運用と地域への情報提供を守ることにつながると考えます。(ラジオ社)

最後に

- ✓ 限られた時間の中でヒアリングを行うため、当ヒアリングでは、全てのテレビとラジオの民間放送事業者の意見を伝えることができていない事をご了承いただきたいと思います。当ヒアリングの準備作業の中で寄せられた民間放送事業者の意見の中には、行政にご理解いただきたい意見が多くありますので、パブリックコメント（意見募集）にて提出される民間放送事業者の意見も参考にさせていただきたく思います。